

平成26年9月26日  
航空局

## 株式会社AIRDOに対する嚴重注意について

8月25日及び26日、株式会社AIRDOに対して行った安全監査において、適切な器具を用いて検査を行ったことが確認できない整備作業があったため、同種事例の調査を指示したところ、同社より、9月2日、ボーイング式767-300型機の主翼前縁高揚力装置について、整備の実施期限を超過しているにもかかわらず、整備管理システム上では、期限を超過していないように不正な処理を行い、整備を先送りした事例が発見された旨の報告がありました。さらに、同社において整備の管理を行う航空機の他の整備記録を確認したところ、整備の実施期限を超過している事例が3件確認された旨の報告がありました。

このため、航空局が同社に対し安全監査を実施(9月8日から12日並びに22日、24日及び25日)したところ、整備の実施期限を超過している事実を発見した際に適切な措置を行わず、また、全ての整備作業が期限内に実施されていることを定期的に事後確認する際にも確認が適切に行われていないことが明らかとなりました。

これらは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から重大な問題であることから、航空局では同社に対して嚴重注意を行うとともに、本事案が発生した原因及び背景を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成26年10月10日までに報告するよう指示しましたので、お知らせいたします。

添付資料：株式会社AIRDOに対する嚴重注意文書

## 問い合わせ先

国土交通省航空局安全部航空事業安全室

航空事業安全監査室長 北澤 (内線50142)

課長補佐 小林 (内線50145)

代 表 03-5253-8111

直 通 03-5253-8731

株式会社AIRDO

安全統括管理者 進藤 和比古 殿

国土交通省

大臣官房参事官(航空事業安全)

航空局安全部航空事業安全室長 遠藤 武

整備管理の確実な実施について（嚴重注意）

8月25日及び26日、貴社に対して行った安全監査において、適切な器具を用いて検査を行ったことが確認できない整備作業があったため、同種事例の調査を指示したところ、貴社より、ボーイング式767-300型機の主翼前縁高揚力装置について、整備の実施期限を超過しているにもかかわらず、整備管理システム上では期限を超過していないように不正な処理を行い、整備を先送りした事例が発見された旨の報告があった。さらに、貴社において整備の管理を行う航空機の他の整備記録を確認したところ、整備の実施期限が超過している事例が3件確認された旨の報告があった。

このため、貴社に対し安全監査を実施したところ、整備の実施期限を超過している事実を発見した際に適切な措置を行わず、また、全ての整備作業が期限内に実施されていることを定期的に事後確認する際にも確認が適切に行われていないことが明らかとなった。これらは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、嚴重に注意する。

本事案は、安全意識やコンプライアンスの欠如、整備部門内における不明確な責任分担、関連手順の不備等に起因し、適切な整備計画の策定及び整備の実施の確認がされていなかったものと考えられるが、今後、このような事態が起らないよう、本事案が発生した原因及び背景を調査し、必要な再発防止策を検討の上、本年10月10日までに文書にて報告されたい。